第２号様式

（表）

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間　個票

部課等名　保健所衛生課

番号５１

許認可等の内容		薬局製造販売医薬品製造業の許可の更新
根拠法令及び条項		医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第１３条第４項
審査基準	関係条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第１３条第５及び６項、第８０条第７項 薬局等構造設備規則第１条
	基準 （未設定の場合はその理由）	別紙のとおり （茅ヶ崎市薬局等許可審査基準及び指導基準　第５）
	参考事項	薬局製造販売医薬品の取扱いについて (平成 17 年 3 月 25 薬食審査発第 0325009 号)
	設定等年月日	平成２９年 ４月 １日設定（令和７年６月１日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 （未設定の場合はその理由）	総日数　１８日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成２９年 ４月　 １日設定（　　年　 月　 日最終変更）